

(新)被認定者に関する医学的所見等の解析調査

11百万円(0百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

現在、石綿健康被害救済制度においては、被害者に対する迅速な救済が求められているが、判定には高度な知識が要求されるうえ、専門家が非常に少なく、大量の事例を適切かつ効率的に判定することが困難な状況である。また、石綿健康被害救済法施行後5年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて制度の見直しを行う(法附則第6条)こととなっており、医学的判定の考え方についても、同時に再検討される見通しであることから、見直しに向け、医学的判定における画像所見や病理所見等の医学的情報やばく露状況に関する情報の収集・整理・解析を行うこととする。

2. 事業計画

医学的所見解析調査

石綿健康被害救済法に基づく指定疾病であると認定されたものについて、画像所見・病理所見について詳細に解析を行い、併せて肺内石綿小体本数及び石綿繊維本数の測定を行うことにより、石綿ばく露に係る医学的所見を解析する。

肺がん等のばく露状況に関する調査

被認定者について、申請時に提出されたアンケート結果を踏まえ、居住歴、生活歴等についての詳細なアンケート調査を実施してばく露経路の状況を把握する。また、 の医学的所見との関係を整理して、特に肺がんとう認定された者について特徴・傾向を解析する。

3. 施策の効果

医学的判定の対象となった指定疾病の事例について、その画像所見や病理所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、医学的判定における資料とすることで、その後における適切で迅速な判定が期待できる。特に肺がんについては、医学的所見と併せて、職業歴や居住歴を把握し、被認定者の特徴・傾向を解析することにより被害実態の解明を図る。

(新) 被認定者に関する医学的所見等の解析調査

